



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 丸井グループ
代表者名 代表取締役社長 青井 浩
(コード番号 8252、東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 兼 IR 部長 加藤 浩嗣
(TEL 03-3384-0101)

当社グループ経営幹部社員に対するインセンティブプランの導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社グループ経営幹部社員（以下「経営幹部社員」という。）に対する新たなインセンティブプラン（以下「本制度」という。）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

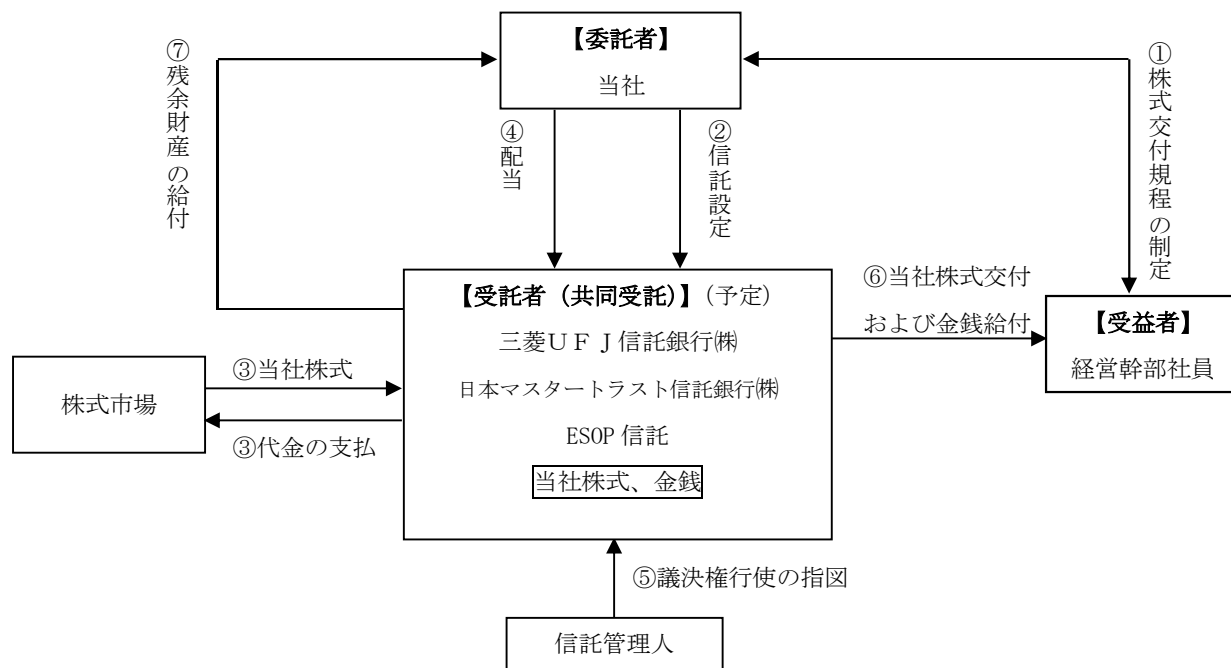
記

1. 本制度の導入目的

- (1) 当社は、経営幹部社員を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入します。
- (2) 本制度を導入するにあたり、株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。E S O P 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員に対するインセンティブプランであり、E S O P 信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて従業員に交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。
- (3) 本制度の導入により、経営幹部社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した経営幹部社員の業務遂行を促すとともに、経営幹部社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である経営幹部社員の意思が反映される仕組みであり、経営幹部社員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

※本制度の導入は、当社の取締役および執行役員ならびに当社のグループ子会社等の取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度の導入を条件とします。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する経営幹部社員を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 信託期間中、株式交付規程に従い、一定の要件を満たす経営幹部社員は、職位および会社業績に応じて一定のポイント付与を受けた上で、当該ポイント数に応じて、当社株式等の交付等を受けます。
- ⑦ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する経営幹部社員の当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

本信託は、公益財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会が、平成 25 年 12 月 25 日に公開した実務対応報告第 30 号に準じて会計処理します。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|------------|--------------------------------------------------------|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 経営幹部社員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 経営幹部社員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託の期間 | 平成28年8月（予定）～平成31年8月（予定） |
| ⑧ 議決権行使 | 受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑨ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑩ 信託金の上限金額 | 600百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑪ 株式の取得時期 | 平成28年9月1日（予定）～平成28年9月15日（予定） |
| ⑫ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑬ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑭ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上